

株式会社西松屋チェーン（特定事業者）  
(乳幼児等の衣料品等の小売業を営む事業者)

- 1 西松屋チェーンは、他の事業者と賃貸借契約を締結し、継続して商業施設を店舗等として賃借している。
- 2 西松屋チェーンは、店舗等の賃料を消費税を含む額で定めているほとんど全ての賃貸人（以下「本件賃貸人」という。）に対し、平成26年4月分以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せず、同年3月分の賃料と同額の賃料を同年12月分まで支払った。
- 3 西松屋チェーンは、中小企業庁が調査開始の連絡をした後、平成26年12月26日までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを本件賃貸人との間で合意し、同年4月分に遡って当該引上げ分相当額を本件賃貸人に支払った。

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

本件賃貸人  
(特定供給事業者 約60名)